

東日本大震災の被災者に係る確認申請手数料の免除について

平成 23 年 3 月 11 日に発生いたしました「東日本大震災」により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当センターでは、当該地震等により住宅に被害を受けられた方で、「新築・増改築・移転又は大規模の修繕」を行う場合には、建築確認の申請手数料について免除を行います。

免除申請等詳しくは、[こちら](#)をご覧ください